

広島市国民保護協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、広島市国民保護協議会条例（平成18年広島市条例第2号）第7条の規定に基づき、広島市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集するときは、開催の日時及び場所並びに付議事項を書面により委員に通知するものとする。ただし、急施を要する場合は、口頭により通知することができる。

（会議の公開）

第3条 会議は、公開とする。ただし、次に掲げる場合であって、会長が協議会に諮って非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条各号に掲げる情報が含まれる事項について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

（委員の代理）

第4条 委員（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第4項第8号に掲げる委員を除く。）は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その所属する機関の職員のうちから代理者を選任し、その者を出席させることができる。

2 前項の規定に基づく代理者が出席した場合には、当該代理者を委員とみなす。

（部会）

第5条 協議会に、核兵器攻撃被害想定専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 3 第2条及び第3条の規定は、部会の運用について準用する。
- 4 部会の運営その他に関して必要な事項は、部会長が定める。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年 月 日から施行する。

広島市情報公開条例 抜粋

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令(条例を含む。以下同じ。)の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 市の機関又は国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事

務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査, 検査, 取締り, 試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし, 若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約, 交渉又は争訟に係る事務に関し, 市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し, その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し, 公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市, 国若しくは他の地方公共団体が経営する企業, 独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し, その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(4) 法令の規定又は実施機関が従う義務を有する国等の機関の指示により, 公にすることができないと認められる情報